

令和 7 年度「事業報告」

当協会は平成 13 年度に新規貸出を終了して以降、既存貸出債権の管理・回収業務に専念しています。

このため、「第三者弁済をはじめとする不良債権処理の仕組み」と債務者の減少に伴う「団体信用生命保険制度の維持」が業務継続上の課題となっています。

このような中、令和 9 年度まで延長された関係金融機関との「第三者弁済契約」を基に不良債権の処理を進めると共に、金融機関をはじめ関係機関との連携を図りながら貸出債権の管理・回収に努めています。

また、公益目的支出計画を実施中の移行法人として、内閣府、厚生労働省年金局、独立行政法人福祉医療機構のご指導を得ながら事業運営を行っています。

以下、令和 7 年度の事業実績をご報告いたします。

1. 貸出債権の適切な管理と回収の着実な実施

- (1) 海外の紛争や関税政策の先行き、或いは国内の人件費や物価の上昇など日常生活への影響が心配される中、債務者に対し案件毎にきめ細かな対応を行いながら不良債権発生抑制に努めました。また約定償還の進捗にともないまして令和 7 年度末の延滞貸出件数は 285 件（前同比△71 件）、残高は 740 百万円（前同比△270 百万円）となりました。
- (2) 金融機関と連絡を取りながら 8 件（前同比△6 件）、金額 19 百万円（前同比△34 百万円）の第三者弁済を実施し、円滑な不良債権処理に努めました。
- (3) 全額繰上償還は全体で 339 件、うち団信保険の請求手続 61 件など債務者のニーズに対して適切な対応を実施しました。

2. 年福信問題処理スキームへの対応

- (1) 「第三者弁済契約」は延長から 8 年が経過し、関係金融機関及び年金福祉信用保証株式会社（年福信）と連絡をとりながら、引き続き不良債権処理スキームの円滑な稼働に努めました。
- (2) 昨年 2 月に福祉医療機構から関係金融機関及び転貸法人に対して示されました「令和 10 年度以降の第三者弁済契約の取扱い等に関する基本方針について」に基づきその対応を行いました。

3. 団体信用生命保険（団信）制度の安定運営と制度の維持

- (1) 団信業務を運営する一般社団法人全国年金住宅融資法人協会（全住協）及び年金福祉協会全国協議会（全協）が効率的な事業運営がなされるように協力しながら、団信制度の維持に努めました。

4. 事業運営の計画遂行と効率化の推進

- (1) 非営利法人として公益目的財産額を適正に執行すると共に、公益目的支出計画実施報告書の提出等、法令等で求められる適切な事業運営の履行に努めました。
- (2) 一般社団法人広島県年金福祉協会との合併につきましては、昨年6月の理事会で承認を得、7月に合併契約を締結、9月の臨時総会で承認を得るほか、本年4月1日の合併に向けその準備に努めました。
- (3) 協会内システムの永続的な安定稼働に向け、その維持・改善に取り組むと共に、職員の高齢化に備え、事務の汎用化、業務運営の合理化・効率化に努めました。

5. 会議の開催

- (1) 令和7年5月29日に第169回「理事会」、令和7年6月25日に第170回「理事会」、令和8年3月19日に171回「理事会」を開催しました。
- (2) 令和7年6月25日に第92回「定時総会」、令和7年9月3日に第93回「臨時総会」を開催しました。

< 参考 >

正会員、賛助会員並びにその人員（令和8年3月31日現在）

【正会員】

事業所数	被保険者数
41	92,626

【賛助会員】

団体数	加入者数
7	62,797